

「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」

改正概要（令和5年4月1日）

- 1 他人から供給された熱の算定において、還流水の熱量に関する記載を、SI単位を標準とした記述に変更

…P66

- 2 基準排出量の決定において排出量が標準的でないと知事が認める年度の状況のうち、「事業所の活動開始の日を含む年度から4年度目までに実施した削減対策の効果が現れたために排出量が減少した状況（基準排出量の対象年度が当該4年度目までの場合に限る。）」について、既築の事業所にも対象を拡大し、削減義務期間の開始年度を基準にした表記に修正

…P111

- 3 その他軽微な修正